

令和8年  
第2回定例会

# 市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

## (登壇)

### (はじめに)

令和8年第2回定例会の開会にあたり、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされた訳でございますが、議員の皆さまとともに、「チーム尾鷲」となって市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別のご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

先ず、今月2日・3日にかけての台風6号についてであります。

本市においては、観測雨量が500ミリメートルを超える記録的な大雨でしたが、一部地域での停電や列車の運休、道路の通行止め、漁業においては、漁港への漂着ごみや、定置網などで若干の影響がありました。大きな被害もなく、また、避難所開設により、最大39名の皆さまが避難されましたが、人的被害もなく、大変、安堵しております。

今後の台風シーズンを迎えるにあたり、関係機関の皆さまなどとの連携を図りながら、尚一層の安全・安心な体制整備に努めてまいります。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明と市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

### (おわせSEAモデル構想の推進)

先ず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

スポーツ振興ゾーンにおける「国市浜公園野球場」につきましては、本年2月から3月にかけて広く愛称募集を行い、226件の応募から「尾鷲ヤーヤスタジアム」に決定するとともに、4月30日に完成いたしました。

現在、中部電力により南門橋の建設工事が進められておりますが、完成により、公園への新たな出入り口と避難経路の確保が図れるものと考えております。

また、南門橋完成までの期間を利用いたしまして、新球場が多く

の市民の皆さまから愛され、親しまれるよう、市内の小中学校や各団体に見学や内覧会を呼びかけ、真新しい球場の姿をお披露目するなどPR活動を行っており、ご参加いただいた皆さまから大変、好評をいただいております。

今後、7月19日には、新球場の落成式典を開催させていただく予定であり、式典当日は、多くのご来賓の皆さまのご出席や一般の皆さまにご来場いただき、完成を祝いたいと考えております。

そして、8月9日には、本市の未来を担う尾鷲野球少年団や尾鷲中学校野球部などによる記念試合を予定しております。

なお、一般利用の開始につきましては、記念試合の翌日である8月10日からとし、利用の申し込みにつきましては、明日、6月10日から受け付けいたします。

次に、大型製材工場の誘致につきましては、現在、事業者グループにおいて、新たな製材技術の確立に向けた技術開発に鋭意取り組んでおり、最終調整段階に入っている状況との報告を受けております。

また、バナメイエビの陸上養殖事業につきましては、養殖プラント建設にかかる概略検討や、中部電力との用地協議、加えて、稚エビ調達の協力体制の構築について、関係者と協議が進められているとの報告を受けております。

現在、中東情勢の先行の不透明感があり、結果として、計画の進捗に遅れが出ている状況ではありますが、雇用の創出と地域経済の活性化に向けて、企業誘致を積極的に推進してまいります。

#### **(コミュニティーセンター整備)**

次に、コミュニティーセンター整備についてであります。

本市に12施設ある地区コミュニティーセンターは、各種講座活動やサークル活動、健康づくりなど、市民の皆さまの「文化的で健康的な生活」の拠点として、年間延べ2万6千人を超える皆さまにご利用いただいております。

そのような中で、三木浦コミュニティーセンターにつきましては、唯一、民間施設を借用し設置している施設であり、長年にわたり地域住民からの建設要望がありました。

このことから、私といたしましても建設に向け、鋭意検討を進めておりましたが、ようやく土地・建物の所有者から、三木浦コミュニティーセンターの建設に役立てていただきたいと「無償譲渡」の了解を得たことから、本定例会において、同センター建設の関連予算を計上させて頂きました。

今後、市民の皆さま・議員の皆さまのご理解をいただきながら、地域住民のご意見をお聞きし、本年度に「用地取得」、令和9年度に「設計と既存建物解体」、令和10年度の「建設工事」へと取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

### **(商工振興)**

次に、商工振興等についてであります。

現在、物価高騰の影響を受けている市民の皆さまの生活を応援するとともに、市内の消費の拡大を促し、地域経済の活性化を図るため、地域振興券及びプレミアム付商品券の、2本立ての事業を実施しております。

地域振興券については、本年4月に、地元企業で使用可能な「地域応援券を」一人当たり6,000円分、全世帯に送付いたしました。

また、プレミアム付商品券については、10,000円で13,000円分になるプレミアム率30%の商品券を、一人当たり2冊まで購入できる引換券を、本年5月に全世帯に送付し、5月18日から販売を開始しております。

プレミアム付商品券の販売期間は7月31日までであり、お早めにご購入をいただければと思います。

なお、地域振興券とプレミアム付商品券の使用期限は、11月30日までとなっておりますので、多くの市民の皆さまのご利用をよろしくお願い致します。

また、全国的な物価高騰によるご家庭への負担を軽減するため、国の重点支援地方交付金を活用し、6月から8月までの3か月間の水道基本料金の減免を行うことで、度重なる物価高騰の影響を受ける市民及び事業者の皆さまを支援してまいります。

次に、本年度で3回目となる、尾鷲高校の生徒を対象とした「合同企業説明会」を、38事業者の就職担当者参加のもと4月22日に、尾鷲高校で開催いたしました。

地元にも魅力的な企業があることを知る機会となり、生徒の皆さんと参加企業・団体の双方にとって、有意義な説明会になったものと考えております。

5月16日には、尾鷲商工会議所主催による「第12回尾鷲旬のコツまみバル」が開催され、市内外から多くのお客さまにお越しいただき、まちなかに大きな賑わいが生まれました。

これもひとえに、主催者である尾鷲商工会議所をはじめ、参加店舗の皆さま、関係者の皆さまのご尽力のお陰であり、この場をお借りし、改めて感謝申し上げます。

#### **(体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備)**

次に、体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備についてであります。

昨年、入札不調となりました体育文化会館及び中央公民館の耐震・長寿命化整備工事につきましては、実勢価格をより反映する形で再積算を行うとともに、工期を令和9年9月30日までとして、去る5月18日に再入札を行いましたところ、入札が成立し、特定企業体「伊藤・丸昇特定建設工事共同企業体」が落札いたしました。

この結果を受け、本定例会において、当該工事請負契約に係る議案を提出させていただきました。

今後につきましては、具体的な工事のスケジュールや進捗状況に応じて中央公民館や市立図書館の利用に影響が生じることから、その内容が分かり次第、利用者や関係者への丁寧な説明と調整、市民の皆さまへの周知をしっかりと行ってまいります。

また、図書館における移転準備作業を始めとして、新図書館の開設準備、体育文化会館のリニューアル準備、中央公民館への本庁別館機能の複合化や「こどものリビングルーム」整備など、必要な行程について順次、粛々と遂行し、子どもから高齢者まで、あらゆる世代にとっての居場所や交流の場となり、本市の文化・スポーツ活動の拠点となる施設整備を着実に進めてまいります。

### （尾鷲総合病院）

次に、尾鷲総合病院についてであります。

尾鷲総合病院は、本地域における唯一の公立病院として、救急医療や周産期医療、新興感染症への対応など、地域の医療の中心的な役割を担い、市民の皆さまの命と健康を支えております。

しかし、公立病院の経営状況は深刻な問題を抱えており、全国では、独立行政法人への民営化や指定管理による民間委託、更には閉院などのニュースが相次ぎ、尾鷲総合病院におきましても経営状況は非常に厳しく、維持存続のためには、医業収益の増収は喫緊の課題と考え、本年度から医事部門を独立させ医事課を立ち上げ、6月からの診療報酬の改定に対しましても入念に精査し、取り組んでいるところであります。

しかしながら、今回の診療報酬の改定は、大きく増額を見込めるほどの改定率ではなく、依然として、本市のような、へき地や過疎地域の医療を担う小規模の病院において、急性期病院を維持していくには大変厳しく、人口減少による医療マーケット自体の縮小、人手不足など、構造的な問題となっております。

このように、地域で救急を支える基幹病院が単体で地域のニーズに応えるには、機能的にも経営的にも困難が生じており、医療機関の機能の分化と連携を進めるとともに、「求められる医療」に対し、それを担えるだけの医療体制が確保出来るのか、その擦り合わせが必要であり、それには市民の皆さまの、ご理解とご協力が不可欠であると考えております。

私といたしましては、これまで幾度となく申し述べてまいりましたが、交通アクセスなど地理的な要件や、増加する高齢者の救急搬送に対応するためにも、尾鷲総合病院においては、救急医療を中心とした医療提供体制は、必ず維持・存続させてまいります。

そのうえで、本年度は一般会計から約2億円の負担金を増額しておりますが、今後の経営状況を見極めながら、不採算部門の医療機能の在り方や、経費構造の更なる精査を早急に行い、持続可能な地域医療を継続してまいります。

## (提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第35号から報告第9号までの7件としております。

その内訳といたしましては、条例の一部改正が3件、予算関連が1件、その他が1件、報告が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1 ページをご覧ください。

議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律による地方自治法の一部改正があったことから、引用条文の整理が必要になったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第36号「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、市民の皆さまの外出支援及び地域生活の維持を図るため、市内に住所を有する65歳以上の方、小学生以下の方、身体障害者手帳等をお持ちの方、児童福祉法の規定する諸施設にて養護又は保護を受けている方を対象とする料金の無料化を実施するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、6ページの議案第37号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」につきましては、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部改正による補償基礎額等の見直しに伴い、同様の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、8ページの議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきましては説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で4,405万7千円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた予算総額を213億2,765万5千円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

2ページをご覧ください。

12款、分担金及び負担金4千円の増額は、新規入所者の発生に伴う、母子生活支援施設入所者負担金4千円の増額であります。

14款、国庫支出金1,735万1千円の増額は、母子生活支援施設入所措置費負担金238万2千円、生活扶助費の追加給付に対する生活扶助費等国庫負担金1,219万2千円、交付額の決定に伴う地域未来交付金30万2千円、及び生活保護システムの改修に対する生活困窮者就労準備支援事業等補助金247万5千円のそれぞれ増額であります。

15款、県支出金192万2千円の増額は、母子生活支援施設入所措置費負担金119万1千円、及び県補助対象の拡大に伴う、子ども医療費補助金73万1千円の増額であります。

18款、繰入金1,748万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款、諸収入490万円の増額は、市内2地区のコミュニティ事業が採択されたことに伴う一般コミュニティ助成事業助成金490万円の追加であります。

21款、市債240万円の増額は、矢浜消防団車庫高台移転に伴う、消防団施設整備事業債の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4 ページをご覧ください。

先ず、総務費の企画費では、65歳以上の高齢者の方などのふれあいバス無料化に係る、自主運行バス運行委託料450万円、尾鷲市コミュニティバス指定管理料100万円のそれぞれ増額が主なものであります。

コミュニティーセンター費では、市内2地区に対する、コミュニティ助成事業補助金490万円の追加、及び三木浦コミュニティーセンターの整備を進めるための、既存建物現況調査業務委託料32万7千円、土地測量業務委託料98万4千円のそれぞれ追加であります。

次に、民生費の社会福祉総務費では、紀北広域連合負担金41万2千円の増額、老人福祉費では、単価改定に伴う老人福祉施設入所者措置費105万4千円の増額、子ども医療費は、税法改正等に対応するための、子ども医療システム改修業務委託料178万2千円の追加、母子父子福祉費は、新規入所者の発生に伴う、母子生活支援施設入所措置費476万9千円の増額、生活保護総務費では、生活扶助費の追加給付に対応するための、生活保護システム改修業務委託料247万5千円の追加、及び生活扶助費1,625万6千円の増額は、国が平成25年に行った、生活扶助費のデフレ調整に係る、最高裁判決を踏まえ、対象者に追加給付するものであります。

次に、消防費の非常備消防費では、矢浜消防団車庫の高台移転を進めるための、用地調査測量登記等業務委託料219万5千円、及び設計等業務委託料246万4千円のそれぞれ追加であります。

5 ページをご覧ください。

債務負担行為補正について説明いたします。

「新図書館システム構築業務委託」及び「新図書館システム使用料」の追加につきましては、いずれも令和9年度中に完成予定の新図書館に関するシステム関連費用について、債務負担行為を設定するものであり、事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

以上をもちまして、議案第38号「令和8年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」の説明とさせていただきます。

次に、議案書に戻りまして、9ページをご覧ください。

議案第39号「工事請負契約について（尾鷲市体育文化会館及び中央公民館耐震・長寿命化工事）」につきましても、本年5月22日付けで仮契約を締結したため、本請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第35号「尾鷲市監査委員条例の一部改正について」から、議案第39号「工事請負契約について」までの5議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

**（降壇）**

## (登壇)

それでは、報告第8号「令和7年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきまして、説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

報告第8号「令和7年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、津波避難タワー整備事業をはじめとする、令和7年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

次に、12ページの報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和8年度事業計画及び予算について」につきましては、文化・スポーツ振興課長に説明いたさせますのでよろしくお願いいたします。

## (降壇)

## (登壇)

### 【文化・スポーツ振興課長】

それでは、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和8年度事業計画及び予算について」につきまして説明いたします。

令和8年度事業計画及び予算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページには、令和8年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、4ページをご覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、「せぎやま倶楽部」の邦楽の部発表会や「夢舞台」の発表会、共催事業として「教育文化事業」、その他、コンサートや映画会などを中心とした計画となっております。

次に、6ページをご覧ください。

収支予算書であります。

先ず、「収入の部」では、主なものといたしましては「基本財産運用益」4万4千円で、これは定期預貯金利息収入であります。

「事業収益」311万3千円は、入場料等収益20万円、貸館利用料収益290万円が主なものであります。

次に、「管理受託収益」が6,006万1千円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入5,356万1千円と文化事業にかかる受託収入650万円であります。

予算増額の主な要因は、本年度より文化事業にかかる受託収入が増額されたことによるものでございます。

収入の部、合計は6,321万9千円であり、前年度との比較で1,458万5千円の増額となります。

次に、7ページをご覧ください。

「支出の部」事業費であります。

「職員雇用賃金」1,655万円は、職員4名分の賃金、「福利厚生費」248万4千円は職員4名分の社会保険事業主負担分であります。

「光熱水費」838万1千円、「賃借料」13万円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画上映賃借料等であります。

「委託費」2,187万8千円は、会館保守管理業務委託費等です。

「手数料」223万3千円は、浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、5,532万6千円であります。

次に、8ページをご覧ください。

管理費のうち主なものは、職員1名分の「職員雇用賃金」392万6千円、「委託費」155万円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は、789万3千円であります。

支出の合計は6,321万9千円であり、前年度との比較で1,458万5千円の増額となります。

9ページ及び10ページは、「正味財産増減計算ベース」での収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和8年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

**(降壇)**